別表二付表二　記載要領

1　この表は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第12条第７項又は第８項（これらの規定を同条第11項及び第12項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除不足額相当額（((5)－(1))又は当初申告税額控除不足額相当額）(6)」の欄は、通算法人が法第12条第９項の規定の適用を受ける場合には「((5)－(1))又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。

3　「税額控除超過額相当額（((1)－(5))又は当初申告税額控除超過額相当額）(7)」の欄は、通算法人が法第12条第９項の規定の適用を受ける場合には「((1)－(5))又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。

別表三の表中「同上のうち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額に係る金額」を「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」に、「同上の税額×$\frac{6}{}$」を「同上の税額×$\frac{}{\text{前課税事業年度の月数}}$」に改め、同表の記載要領第三号を次のように改める。

3　「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該課税事業年度開始の日から法第16条第１項に規定する６月経過日（次号において「６月経過日」という。）の前日までの期間の月数を記載すること。

別表三の記載要領第四号中「当該課税事業年度開始の日以後６月を経過した日」を「６月経過日」に改め、同第五号を次のように改める。

5　「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」の欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次のうち２以上の場合に該当する場合には、当該２以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載すること。

⑴　前課税事業年度に法第12条第８項の規定の適用がある場合　前課税事業年度の別表二付表二「７の計」の金額

⑵　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

⑶　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第17条の４の２第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

⑷　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第４項の規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

⑸　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第62条第１項、第62条の３第１項若しくは第９項若しくは第63条第１項、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（⑹において「令和２年旧措置法」という。）第42条の６第５項、第42条の９第４項、第42条の12の３第５項若しくは第42条の12の４第５項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（⑹において「平成30年旧措置法」という。）第42条の５第５項の規定又は令附則第２条第２項第１号に掲げる規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

⑹　前課税事業年度の基準法人税額に令和２年旧措置法第68条の11第５項、第68条の13第４項、第68条の15の４第５項、第68条の15の５第５項、第68条の67第１項、第68条の68第１項若しくは第９項若しくは第68条の69第１項若しくは平成30年旧措置法第68条の10第５項の規定又は令附則第２条第１項第１号に掲げる規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

別表三の記載要領第六号中「が法」を「が令和２年改正法第４条の規定による改正前の地方法人税法」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　法人税法の連結特別税額の控除及び減価償却の特例等（第二十条―第二十二条の十三）」を「第三章　法人税法の特例（第二十条―第二十二条の十二）」に改める。